わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会

第1回 競技·式典專門委員会













時:令和5年2月16日(木)14時00分より

会場:さざなみホール 多目的ホール2

目 次

次	第	•	•	•]	Р	1
委員	名簿	•	•	•]	Р	2
説明	事項					
(1))わたSHIGA輝く国スポ・障スポの概要	•	•	•]	P	3
(2))わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画	•	•	•]	P	6
(3))わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合年次計画	•	•	•]	Р	8
	事 号議案 SHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市競技運営基本計画(案)	•	•	•]	P 1	0
	号議案 SHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市施設整備基本計画(案)	•	•	•]	P 1	1
	号議案 SHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市式典基本計画(案)	•	•	•]	P 1	2
	号議案 SHIGA輝く国スポリハーサル大会野洲市開催基本計画(案)		•	•]	P 1	3
参考	資料 たSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会規程	•	•	•]	P 1	6
別冊	資料					

・いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会視察報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 第1回 競技・式典専門委員会

次 第

日時:令和5年2月16日(木)

14時00分より

場所:さざなみホール 多目的ホール2

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 説明事項
 - (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポの概要
 - (2) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市開催推進総合計画
 - (3) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市開催推進総合年次計画
- 5 報告事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会視察報告(別冊資料)

- 6 議事
 - 第1号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市競技運営基本計画 (案)
 - 第2号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市施設整備基本計画 (案)
 - 第3号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市式典基本計画(案)
 - 第4号議案 わたSHIGA輝く国スポリハーサル大会 野洲市開催基本計画 (案)
- 7 その他
- 8 閉 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 競技・式典専門委員会 委員名簿

令和5年2月16日現在 (順不同・敬称略)

委員長(1名)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	会長	山本 博一

副委員長(1名)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進委員協議会	研修部長	松並 典子

委員 (6名)

選出区分	選出区分 所属機関・団体名		氏名
スポーツ関係	野洲市体育振興会連絡協議会	会長	森地 信晴
スポーツ関係	一般社団法人滋賀県卓球連盟	理事長	堀内 安宏
スポーツ関係	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会	市バスケットボール協会長	中村 幸道
スポーツ関係	滋賀県武術太極拳連盟	事務局長	吉田 由美子
スポーツ関係	NPO法人 YASUほほえみクラブ	クラブマネジャー	外田 順一
スポーツ関係	さざなみスポーツクラブ	クラブマネジャー	河上 ひとみ

委員長1名、副委員長1名、委員6名

合計 8名

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの概要

1. 大会名称等

正式名称	国民スポーツ大会(※)	全国障害者スポーツ大会	
略称	国スポ (※)	障スポ	
愛称 (滋賀大会)	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ		
スローガン (")	湖国の感動 未来へつなぐ		
マスコット キャラクター	キャッフィー	チャッフィー	
大会イメージソング	「シャイン!!」(イ	乍詞・作曲:yokko 氏)	

[※]令和6年(2024年)佐賀大会からの名称。 現在は「国民体育大会」「国体」。

2. 開催時期

国民スポーツ大会

令和7年(2025年)9月28日(日)~10月8日(水) (11日間)

全国障害者スポーツ大会

令和7年(2025年)10月25日(土)~10月27日(月) (3日間)

3. 野洲市で開催される競技

国民スポーツ大会

○正式競技 【野洲市が主体で準備・運営を行う】

競技名	種別	開催日程	競技会場
卓球	全種別	9月28日(日)~10月2日(木)	野洲市総合体育館
バスケットボール	成年女子	10月4日(土)~7日(火)	野洲市総合体育館

○正式競技 【滋賀県が主体で準備・運営し、野洲市は協力を行う】

競技名	種別	開催日程	競技会場
ラグビーフットボール	全種別	10月3日(金)~7日(火)	滋賀県希望が丘文化公園

○公開競技

競技名	種別	開催日程	競技会場
武術太極拳	全種別	8月30日(土)~31日(日)	野洲市総合体育館

○デモンストレーションスポーツ

競技名	主管団体	競技会場
スポーツ鬼ごっこ	NPO 法人 YASU ほほえみクラブ	野洲市野洲川河川公園
マリンスポーツ フェスティバル	野洲市スポーツ協会	琵琶湖マイアミ浜 (野洲市中主 B&G 海洋センター艇庫前)

全国障害者スポーツ大会

○正式競技

競技名	障害区分	競技会場
卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身体・知的・精神	野洲市総合体育館

リハーサル大会

競技名	主催	大会名	開催時期	競技会場
卓球	・野洲市 ・滋賀県卓球協会	全日本卓球選手権大会 (団体の部)	令和6年10月	野洲市 総合体育館
バスケット ボール	・野洲市・滋賀県バスケットボール協会	全日本社会人バスケット ボール エリアリーグ	令和6年度	野洲市 総合体育館
ラグビー フットボール	・滋賀県 ・滋賀県ラグビー フットボール協 会	滋賀セブンス(仮称)	令和6年6月	滋賀県希望が 丘文化公園
卓球(サウンド テーブルテニス を含む)	・滋賀県 ・滋賀県卓球協会	滋賀県障害者 スポーツ大会	令和7年 5月24日(土) ~25日(日)	野洲市 総合体育館

[※]令和5年2月時点の内容です。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 組織図

実行委員会事務局(国スポ・障スポ大会推進室)

総会

【最高議決機関】

競技会の開催・運営に関する基本方針、事業計画・報告、予算・決算、 常任委員会への委任事項、その他重 要事項に関する審議・決定

委任





報告

【実行委員会構成】

副会長 (5名)

常任委員 (25名)

会長

監事

委員 顧問

参与

(1名)

(2名)

(3名)

(44名)

(31名)

常任委員会

【決定機関】

総会からの委任事項、緊急な事項、専 門委員会の設置・付託、その他の必要 事項の審議・決定

委任・付託





報告

専門委員会

【調査機関】

常任委員会からの付託事項の調査・審 議、委任事項の審議・決定

【専門委員会】

- ○総務・企画専門委員会(広報計画、市民運動推進、歓迎・接件等)
- ○競技・式典専門委員会 (競技運営計画、競技施設整備計画等)
- ○宿泊·衛生専門委員会(宿泊計画、配宿、医療救護、食品衛生、環境衛生等)
- ○輸送・交通専門委員会(輸送計画、交通、警備、消防防災等)

災等)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ(以下「両大会」という。)の成功に向け、年齢、性別、障がいのあるなしを問わず、本市の様々な人・団体が一体となって取り組み、大会に関わる全ての人が喜びと感動を共有できる大会を目指し、野洲市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1)総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとせず、市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに触れるきっかけとし、生涯スポーツの環境づくりに繋がる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等と連携し、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営 を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・産業など、本市の多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民協働

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かい気持ちでお迎えし、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会の開催にあたっては、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営を行うものとする。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、温か みが感じられる式典とする。

(8) 施設

開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かい気持ちでお迎えし、宿泊施設その他関係機関と 連携を図りながら、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ態勢に万全を期する。

(10) 医事·衛生

選手・監督をはじめ、両大会に関わる方々の健康の確保を行い、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送·交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との緊密な連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防·警備

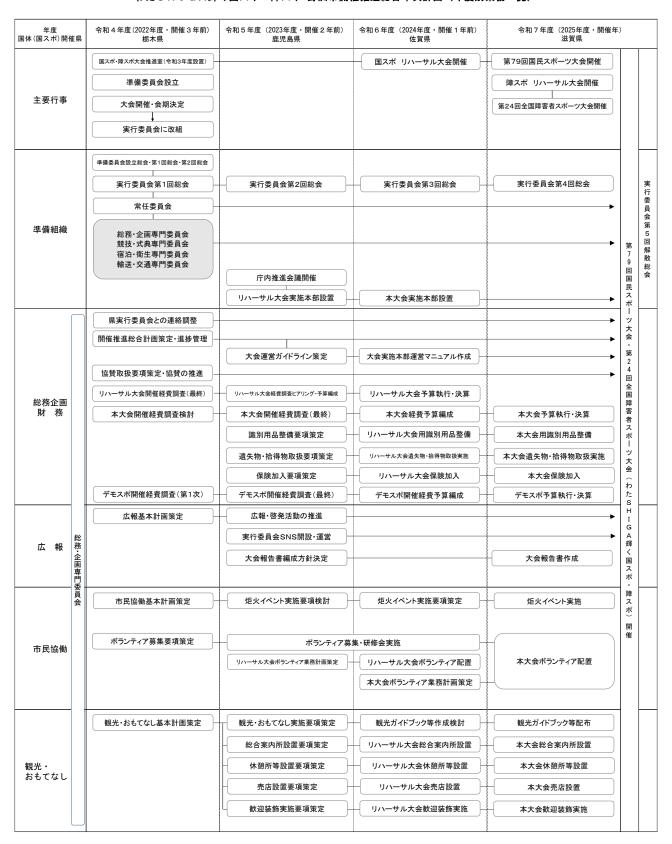
競技会場その他大会関係施設における災害の防止と治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

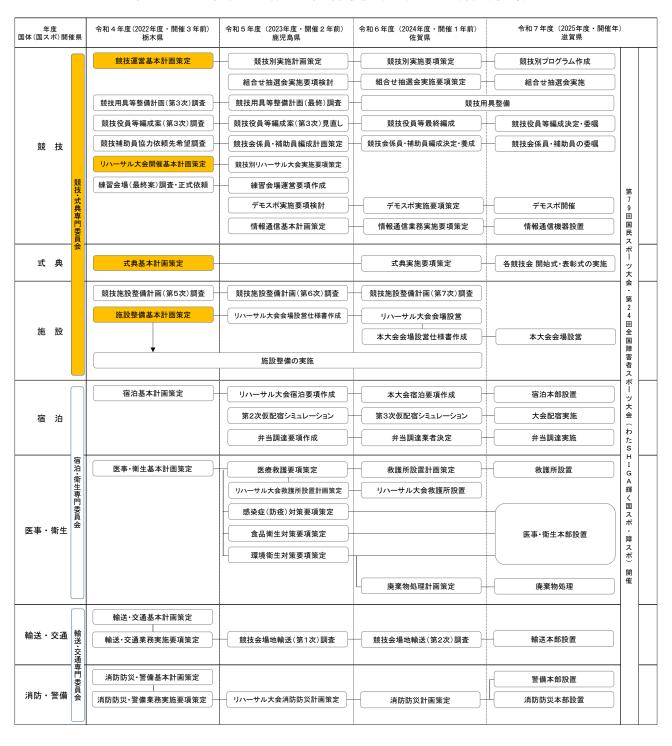
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)は、別表のとおりとする。

別表

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市競技運営基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」(以下「両大会」という。)において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等(以下「県等」という。)と緊密な連携を図り、円滑かつ効率的な運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県等と緊密に連携し、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、また、市民と力を合わせて共に創っていくことができるよう体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場、練習会場の確保・整備

競技会場、練習会場の確保・整備については、県等と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県等と十分協議のうえ、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録の収集及び速報

競技記録の収集及び速報については、県等と連携を図り、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会については、競技会の運営能力の向上を図るとともに両大会に対する市民の機運づくりを図るため、県等と協力して開催する。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市施設整備基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」(以下「両大会」という。)において本市で開催される競技会の施設整備については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設の有効活用に努め、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2)練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を有効活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協 議のうえ、整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

仮設トイレ、仮設テント等を整備する場合において、仮設給排水施設が必要な場合は、施設管理 者等と十分協議のうえ、整備する。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者等の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市式典基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、温かみが感じられる式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に 努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め、競技会に参加した多くの人と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポリハーサル大会野洲市開催基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)の開催に備え、競技会運営能力の向上と市民の機運の醸成を図るため、県の「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市競技運営基本計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等(以下「県等」という。)と協力し、リハーサル大会(以下「大会」という。)を開催する。

2 大会運営、実施本部

(1) 大会運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施する。また、県等と協力し、効率化を図り創意 工夫を凝らした大会運営に努める。

(2) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期すため、大会実施本部を設置する。

3 競技式典

(1) 競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携のもと、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)と協力し、合理的かつ効率的に行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じて編成する。

(3) 競技会場

大会で使用する競技会場及び練習会場は、原則として国スポで使用する会場を充てることと し、国スポ開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

(4) 競技用具等の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。ただし、新たに購入するときは、国スポでの使用を考慮し必要最低限とする。

(5) 記録

競技記録の収集及び速報については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(6) 式典

開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように簡素に努めて 実施する。

4 歓迎・おもてなし、広報、市民協働

(1) 歓迎・おもてなし

選手・監督、役員、視察員及びその他大会関係者(以下「大会参加者等」という。)を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。また、関係機関等の協力を得て必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

(2) 広報

大会の開催に対する市民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(3) 市民協働

多くの市民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

5 宿泊、医事・衛生

(1) 宿泊

大会参加者等をおもてなしの心で迎え、関係機関等の協力を得て、十分にくつろぐことのできる環境づくりに努める。

(2) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関等の協力を得て、必要な医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

6 輸送、消防・警備

(1)輸送

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の 特殊性及び競技会場への公共交通機関の状況等に応じ、必要と認められるときは、計画輸送を行 う。

(2)消防·警備

雑踏事故、火災その他の災害等を未然に防止するため、関係機関等と連携して万全の体制を整 える。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則(令和4年4月19日施行)第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
- (1)委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を 含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を 求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

- 第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

別表 (第2条関係)

名 称	付託事項	委任事項
総務・企画	1 総務企画に関すること。	左記付託する事項のうち、
専門委員会	2 財務に関すること。	事業の実施に関すること。
	3 広報に関すること。	
	4 市民協働に関すること。	
	5 観光及びおもてなしに関すること。	
	6 他の専門委員会に属さない事項に	
	関すること。	
競技・式典	1 競技に関すること。	左記付託する事項のうち、
専門委員会	2 式典に関すること。	事業の実施に関すること。
	3 施設に関すること。	
	4 その他競技式典に関すること。	
宿泊・衛生	1 宿泊に関すること。	左記付託する事項のうち、
専門委員会	2 医事及び衛生に関すること。	事業の実施に関すること。
	3 その他宿泊衛生に関すること。	
輸送・交通	1 輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項のうち、
専門委員会	2 消防及び警備に関すること。	事業の実施に関すること。
	3 その他輸送交通に関すること。	

メモ	
ノモ	
	A
	~ m
	 g of the second
	See Josephine
	 1

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会事務局 (野洲市教育委員会事務局 国スポ・障スポ大会推進室)

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 別館 2 階

TEL: 077 - 587 - 8813 FAX: 077 - 587 - 3835

 $\hbox{E-MAIL}: kokusupo@city.yasu.lg.jp\\$